

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）内で新築住宅を

建設または購入する場合は、【フラット35】S または
【フラット35】維持保全型 をご利用いただけません。

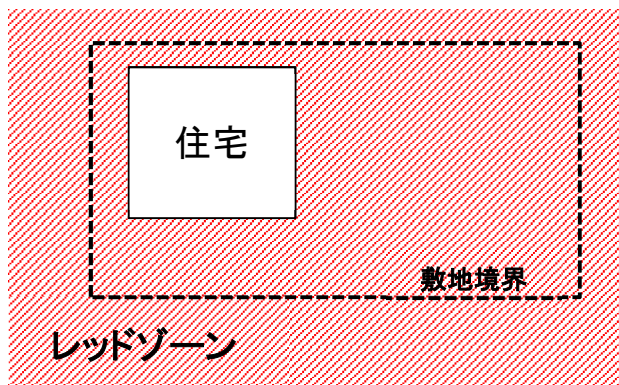
注) レッドゾーン内で新築住宅を建設または購入する場合であっても【フラット35】はご利用いただけます。

■ 【フラット35】Sおよび【フラット35】維持保全型 の利用要件に関する判断基準

建設または購入する新築住宅が一部でもレッドゾーン内に含まれる場合は、
【フラット35】Sまたは【フラット35】維持保全型をご利用いただけません。

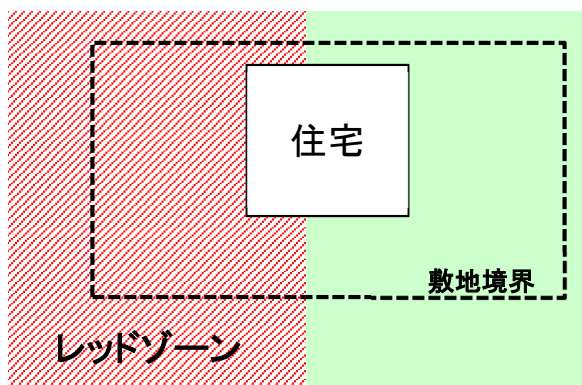
① 【フラット35】Sまたは【フラット35】維持保全型をご利用いただけないケース ×

【ケース1】



着工時において、住宅の全部がレッドゾーン内に含まれている場合※

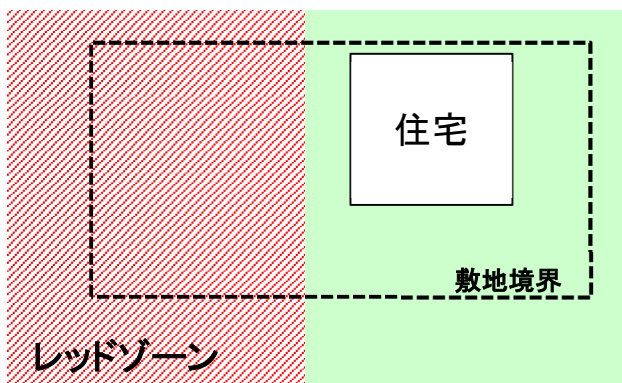
【ケース2】



着工時において、住宅の一部がレッドゾーン内に含まれている場合※

② 【フラット35】Sまたは【フラット35】維持保全型をご利用いただけるケース ○

【ケース3】



着工時において、住宅がレッドゾーン内に含まれていない場合

土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン) について

- ・急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民などの生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。
- ・特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われます。

※ 着工時において、住宅の全部または一部がレッドゾーン内に含まれている場合であっても【フラット35】Sまたは【フラット35】維持保全型をご利用いただける場合があります（裏面 Q4 参照）。



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency
フラット35について、詳しい手順などは
フラット35サイトをご覧ください。
www.flat35.com

お客さまコールセンター

0120-0860-35

通話
無料

土日も営業しています（祝日、年末年始を除く。）
営業時間 9:00 ~ 17:00

国際電話などで利用できない場合は、048-615-0420におかけください（通話料金がかかります。）。

（2022年3月15日現在）

■ Q & A

Q 1. レッドゾーンの該当地域はどこで確認できるのか？

A 1. 最新の指定状況については、各都道府県のホームページで確認することができます。

- ・各都道府県の間合せ先（土砂災害警戒区域などの指定状況）
（国土交通省ホームページ）

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/linksinpou.html>



Q 2. 設計検査時にはレッドゾーンに指定されていなかったが、住宅着工後に指定された場合、【フラット35】Sまたは【フラット35】維持保全型は利用できないのか？

A 2. レッドゾーンと住宅の位置関係に係る判断は住宅の着工時点において行います。そのため、着工時点において住宅がレッドゾーン内にはない場合は、【フラット35】Sまたは【フラット35】維持保全型をご利用いただけます。

Q 3. レッドゾーン内に建設されている住宅を、中古住宅として購入する場合も、【フラット35】Sまたは【フラット35】維持保全型を利用できないのか？

A 3. レッドゾーンに関する【フラット35】Sおよび【フラット35】維持保全型の利用要件は新築住宅に限り適用されるため、中古住宅の購入においては、【フラット35】Sまたは【フラット35】維持保全型をご利用いただけます。

Q 4. 着工時点においてレッドゾーンに指定されていたが、適合証明検査の手続きを行っている間にその指定が解除された。この場合も【フラット35】Sまたは【フラット35】維持保全型を利用できないのか？

A 4. 着工時点でレッドゾーンに指定されていた場合でも、適合証明書交付前までにその指定が解除される場合は、【フラット35】Sまたは【フラット35】維持保全型をご利用いただけます。ただし、適用する【フラット35】Sの基準によっては、再度設計検査を要する場合がありますので、適合証明検査機関にご相談ください。